

## 第6節 伝聞証拠

### 一 伝聞法則の意義及び根拠

#### 1 伝聞法則の意義

刑事訴訟法320条1項は、「公判期日における供述に代わる書面」及び「公判期日外における他の者の供述を内容とする供述」については、原則として証拠とすることができないと定めている。このような証拠は、伝聞証拠（その意義については後記二、1(一)参照）と呼ばれ、その証拠能力を否定する法則を伝聞法則（<sup>(注1)</sup>hearsay rule）と呼んでいる。

(注1) 米国では、伝聞法則は、「最もよく知られるとともに、最も愛されない証拠法則である」などとも言われ（Comment, Abolish the Rule Against Hearsay, 35 U. Pitt. L. Rev. 609 (1974)）、伝聞法則の廃棄等を唱える説も散見される（E. g., James, The Role of Hearsay in a Rational Scheme of Evidence, 34 Ill. L. Rev. 788(1939); Weinstein, Alternatives to the Present Hearsay Rules, 44 F. R. D.375(1968); Smith, The Hearsay Rule and the Docket Crisis: The Futile Search for Paradise, 54 A. B. A. J. 231(1969); Comment, Abolish the Rule Against Hearsay, 35 U. Pitt. L. Rev. 609(1974); Note, The Theoretical Foundation of the Hearsay Rules, 93 Harv. L. Rev. 1786(1980)）。その理由とするところは、第一に、伝聞証拠が必ずしも他の証拠より信用性が低いわけではなく、証明力の低い証拠が伝聞例外（hearsay exceptions）に当たり採用される一方で、証明力の高い証拠が伝聞証拠として排除され、真実発見の妨げになっていること、第二に、原則と例外が過度に複雑で、適用に困難が生じており、無益な破棄事由の種にもなり、時間と費用の浪費になっていることなどである。そして、伝聞法則と合衆国憲法修正6条の証人対審権条項（Confrontation Clause）との関係については、①どのような証拠法則を採用するかは、同条項の関知するところではなく、同憲法修正5条及び修正14条の適正手続条項（Due Process Clause）との関係で問題となるにすぎないとする考え方（Note, The Confrontation Test for Hearsay Exceptions: An Uncertain Standard, 59 Calif. L. Rev. 580 (1971); Comment, The Hearsay Rule and the Right to Confrontation: States' Leeway in Formulating Evidentiary Rules, 40 Fordham L. Rev. 595(1972)）、②伝聞証拠が採用されても、被告人に、原供述者を自ら証人尋問請求してその証人尋問をする機会が与えられたのであれば（合衆国憲法修正6条の証人喚問権条項（Compulsory Process Clause）参照）、憲法違反の問題は生じ

ないとする考え方 (Griswold, *The Due Process Revolution and Confrontation*, 119 U. Pa. L. Rev. 711 (1971), citing *United States v. Lloyd*, 431 F. 2d 160 (9th Cir. 1970)), ③当該事件の重要証人についてのみ、伝聞証拠の採用が証人対審権条項との関係で問題になり得るにすぎないとする考え方 (Graham, *The Right of Confrontation and the Hearsay Rule: Sir Walter Raleigh Loses Another One*, 8 *Crim. L. Bull.* 99(1972); Read, *The New Confrontation-Hearsay Dilemma*, 45 *S. Calif. L. Rev.* 1(1972)) 等も唱えられている (もっとも、連邦最高裁の判例は、証人対審権条項と伝聞法則について、同視すべきものではないが、同根源のものであることを認めている。See, e. g., *California v. Green*, 399 U. S. 149(1970); *Dutton v. Evans*, 400 U. S. 74(1970); *Ohio v. Roberts*, 448 U. S. 56(1980); *United States v. Owens*, 484 U. S. 554(1988))。

しかし、1975年に制定された米国の連邦証拠規則は、非伝聞 (nonhearsay) 及び伝聞例外の範囲を拡大し、さらに、将来における新たな伝聞例外誕生の途を開いて伝聞法則の発展を企図するなど、伝聞法則を大幅に緩和した上で、従来同様に民事・刑事の両訴訟手続について伝聞法則を採用することにした (同規則801条から807条まで)。また、州においても、証拠法については、従来、集積した判例法と制定法の一部により規制するのが通例であったところ、連邦証拠規則の制定に倣い、統一の証拠法ないし証拠規則を新たに制定したところが多数に及んでいるが、これらの州においても連邦同様の伝聞法則に関する規定を設けている。

なお、非陪審裁判においては、当事者の異議申立てにもかかわらず伝聞証拠等の証拠能力のない証拠が採用されても、裁判官は、その証拠を無視し、証拠能力のある証拠にのみ依拠して事実を認定したものと推定されるという「適正の推定の法則 (principle of presumption of propriety)」が、連邦、州を通じて確立した判例法となっており、証拠法則を緩和する働きをされていると言われている (連邦の民事事件では、e. g., *Actonet, Ltd., v. Allou Health & Beauty Care*, 219 F. 3d 836, 846(8th Cir. 2000); 連邦の刑事事件では、e. g., *United States v. Shukri*, 207 F. 3d 412, 419(7th Cir. 2000); 州の民事事件では、e. g., *Mike Davidov Company, v. Issod*, 92 *Cal. Rptr. 2d* 897, 903(Cal. 2000); 州の刑事事件では、e. g., *Hall v. State*, 722 *N. E. 2d* 1280, 1283(Ind. 2000))。すなわち、非陪審裁判においては、証拠能力をめぐる議論と差戻しによる遅延を防ぎ、それに要する時間と費用を節約するために、事実審裁判官は、たとえ当事者から異議申立てがなされ、その証拠が証拠能力を有しないと判断しても、証拠能力の欠缺が極めて明らかな場合を除き、異議申立てに対し何らの判断を示さないで原則としてすべての証拠を採用することが、より良き実務として推奨に値するとされており、このような実務を支えるものとして、適正の推定の法則が存すると説明されている (民事事件について、see, e. g.,

請求者等 検察官		平成 23 年 (わ) 第 10 号				
<b>証拠等関係カード (甲)</b> <span style="float: right;">(No. 5)</span> (このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日において された事項については、各期日の調書と一体となるものである。)						
番号	標 目	請求	意 見	結 果		備 考
	[ 供述者・作成年月日、 住居・尋問時間等 ]	期 日	内 容	期 日	内 容	
	立証趣旨 (公訴事実の別)					編てつ箇所
21	検					
	[ 甲山一郎 22・12・9 ]	1	不 同 意			第7回公判 検察官 法321I②
	共同犯行状況等  ( )	1  8	法321 I ②後 段による取調 請求に異議が ある ※4	9	決定※5・済	後段によ り取調請 求 ※3 提示命令 提示済